

# ベトナムにおいて技術検証（PoC） 契約書モデルを使用する際の注意事 項



長島・大野・常松法律事務所  
ハノイ オフィス

Ngoc Hoang  
Associate 弁護士

長島・大野・常松法律事務所は、世界7か所に拠点を有し、国内外での豊富な経験・実績を有する日本有数の総合法律事務所である。Hoang氏は、ベトナムの会社法および商法において幅広い経験を有するベトナム弁護士であり、ベトナムの弁理士としての登録もしている。2015年から長島・大野・常松法律事務所ハノイ・オフィスに入所し、外国人投資家や外国の契約者によるベトナムでの企業設立や事業運営上の問題に対する解決を支援している。

## 【概要】

ベトナムにおいて、一般的に技術検証（PoC）契約書は、民法および商法の規定の対象である。一方、知的財産権に関する事項は知的財産法で規定され、個人情報保護に関する事項は、サイバー情報活動に関する場合、情報ネットワーク安全法、サイバーセキュリティ法、情報技術法などで規定されている。なお、PoC契約書は、秘密保持契約と共同研究開発契約の間の追加のステップとして、ベトナムでは一般的には使用されていない。このため、本稿は、モデル契約書を使用する際の注意事項について、実質的に関連する法規制に基づく弁護士の見解を紹介する。

## 【詳細及び留意点】

新素材およびAIのモデル「技術契約（PoC）契約」には、ベトナムの法律に反する、または禁止されている条項は見当たらない。ただし、いくつかの規定は、ベトナムでは完全にまたは効果的に施行できない場合がある。以下、ベトナムにおけるPoC契約書に関する主なコメントを記載する。

### 第10条（損害賠償）（AI編は第12条）

ベトナムの民法（第13条、360条、361条、363条および419条）と商法（第302条）の下では、違反者が被害者に支払うべき損害賠償額は、実際の直接的な損

失および、違反がなければ被害者が得たであろう直接的な利益の額である。契約当事者が支払うべき補償を制限する合意については、ベトナムで議論がおきている。民法（2017年1月1日施行）で初めて、損失と損害の補償について当事者間で合意できるとの条項が規定された（第360条）。しかし、同規定の実務上の適用について、法曹界で見解が一致していない。一般的に、先進的な弁護士や裁判官は、当事者は、契約において将来の損害賠償を制限することに合意することができると考えている。一方、保守的な見解は、当事者は、契約/合意の実際の違反を受け、交渉の過程においてのみ、損害賠償について合意することができる、と考えている。したがって、合意された委託料に損害賠償を限定するモデル契約書の第10条(2)は、ベトナムでの履行可能性が現時点では疑わしいことに留意されたい。

#### **第12条（解除）（AI編は第13条）**

モデル契約書の第12条は、当事者が特定の状況において、相手方当事者に催告なしに、PoCの全部または一部を直ちに打ち消すことを認めている。この条項には、契約の解除または終了に関する通知は記載されていない。一方、民法第423条および第428条は、契約の解除または終了を希望する当事者は、直ちに相手方に通知することを義務付けている。また、この場合、解約者は、通知を怠ったことにより相手方に損害が生じたときは、相手方に賠償しなければならない（民法第428条2項）。

誤解を避けるために、第12条を修正して、PoCの解除または終了を希望する当事者が、契約の解除または終了に関して相手方当事者に直ちに通知することを規定することを勧める。

#### **第15条（準拠法）および第16条（裁判管轄）（AI編は第16条）**

ベトナムで設立された会社と日本で設立された会社との間のNDAは、民法第663条第2項に基づく、外国の要素を含む民事取引に該当する条件を満たしている（すなわち、少なくとも1つの当事者が外国の個人または団体である）。NDAの主題は、ベトナム法のみ準拠しなければならない取引のカテゴリーには該当しない。したがって、民法第25章（民法第663条から第671条）によれば、当事

者は、次の場合を除き、準拠法として外国法（たとえば、日本法）を選択することができる。

ベトナム法の基本原則、および(ii)民事訴訟規則に関する法律に従って必要な措置を講じたにもかかわらず、外国法の内容を特定することはできない場合（民法第670条）。

ベトナムと日本は、民事事件における司法共助に関する協定をまだ締結していないため、日本の裁判所が下した判決を認める手順はまだ構築されていない。これまでのところ、日本の裁判所の判決がベトナムで認められ執行された事例は把握していない。

ベトナムは、外国仲裁判断の承認および執行に関するニューヨーク条約（ニューヨーク条約）の加盟国であるため、理論上、外国仲裁廷によって下された仲裁判断は、ベトナムで承認および執行される。実際のところ、ベトナムでは、外国仲裁判断の承認と執行はまだ効率的には行われていないといわれている。ベトナムの裁判所は、さまざまな理由で外国の仲裁判断の承認を拒否することがある（例えば、仲裁廷は、仲裁廷の手續に従い要求された当事者に関する文書を適切に提供できなかった；仲裁判断が承認されると、ベトナム法の基本原則に反する可能性がある；など、の理由により）。

実際のところ、ベトナムの裁判所は、商慣行で使用される NDA に慣れていないようである。また、包括的な法的枠組みがないため、NDA の当事者は、紛争を国内の裁判所に提起するよりも、国内の仲裁センターまたは第三国の中立的な仲裁センター（例：シンガポール国際仲裁センター）で手續する傾向が高い。ベトナム国際仲裁センター（VIAC）のような国内の一部の仲裁センターには、日本の法律の知識を持つ日本人弁護士または法学教授である仲裁人がいる。国内の仲裁廷は、ベトナムにおける外国の裁定の承認と執行のプロセスから生じる前述の障害を克服するための好ましい選択肢だが、国内の裁判所が国内の仲裁手續を一時停止したり、

国内の仲裁判断を取消したりするリスクは依然としてある。NDA のベトナム側当事者が日本の投資家の出資を受けた会社である場合、当事者は、日本商事仲裁協会（JCAA）での仲裁を選択し、仲裁手続で使用される言語として日本語を選択することも考えられる。

### 第 17 条（協議による解決）

ベトナムでは裁判所の判決と仲裁判断の執行はいずれも効率的でなく時間がかかるため、多くの場合、当事者間の協議が紛争の解決の第一の選択肢である。しかし、両当事者は、協議手続の期間（例：60 日）を定めることに同意し、紛争を友好的な交渉で解決できない場合、いずれの当事者も、紛争解決条項に従って裁判所または仲裁廷に持ち込むことができることを明確にしておくべきである。

これに加えて、当事者は、協議手続の代わりに、または協議手続による解決ができなかった場合に、商事調停センター<sup>1</sup>（例えば、ベトナム商事調停センター（VMC））によって提示される商事調停手続に従うことに同意できる。調停手続の結果は、調停者の支援を得て当事者が合意した相互合意に基づく。商事調停センターの設立と運営に関する法的枠組みがベトナムに導入されてまだ 5 年しか経っていない。これまでのところ、調停によって解決されたケースは少ない。

### AI 編の第 10 条（個人情報提供）

ベトナムでは、個人情報保護に関する包括的な法律はまだ制定されていない。個人情報の保護は、民法（第 38 条）、情報ネットワーク安全法（第 16 条、17 第条、18 条および 19 条）、サイバーセキュリティ法（第 17 条）、情報技術法（第 21 条および 22 条）などに規定されており、国内の事業者・個人だけでなく、ベトナムでのサイバー情報活動に関与または関連する外国の事業者・個人においても適用される。したがって、個人情報がベトナムのサービス利用者からのものである場合、契約/合意の日本の当事者は、ベトナムの個人情報保護に関する規制を遵守する必

<sup>1</sup> Decree No. 22/2017/ND-CP（商業調停に関する政令）に基づき設立された商業調停センター全般をいう。ベトナム商事調停センター（VMC）はその一例。



要がある。ベトナムの電気通信ネットワーク、インターネット、および/またはサイバースペースで付加価値サービスを提供する国内企業または外国企業のいずれかによって収集、分析、および処理される個人情報、ベトナムで保管する必要がある。さらに、一定の状況では、公安省からの要請により、これらの活動を行っている外国企業は、ベトナムに駐在員事務所または支店を設立しなければならない。

## AI 編の図表 2: 検証に使用するデータ

モデル契約書の別紙 2 の(1)のデータの概要には、カメラデータを対象とするにあたり、当事者 B が撮影対象であるサービス利用者から第三者提供に関する同意を取得することを要求している。情報ネットワーク安全法における個人情報の定義は非常に広く、個人を特定する情報に係るものであるため、当該カメラデータが対象となる場合がある。情報ネットワーク安全法第 17 条および情報技術法第 21 条により、個人情報を収集、処理、使用、または転送する団体または個人は、事前に本人の同意を得なければならない。当事者 A は当事者 B から提供されたカメラデータを使用および処理するため、当事者 B は、カメラデータの収集、使用、処理、および/または第三者への転送についても、各サービス利用者から同意を得るとともに、第三者によるデータの使用および処理に対する同意を得ることを勧める。

## 追加条項

### 合意の言語

優先言語に関する法的規制がないため、当事者はベトナム語版または外国語版のいずれの言語の契約書を優先するかを自由に選択できる。なお、裁判所および国家機関によって使用および承認されている公用語はベトナム語のみである。実務上では、ベトナム国内の当事者と外国の相手方との間の NDA は、多くの場合、外国語とベトナム語の両方で作成される。

### 技術の輸出入

技術の輸出入は、技術移転法およびその施行規則の規定の対象となる。取引の領域（すなわち、技術がベトナム国内で移転されるか、ベトナムから海外へ、または

その逆であるか) および輸出入される技術に応じて、技術の輸出入に関する協定をベトナムの管轄当局に登録する必要がある場合がある。実務においては、通常、技術の輸出入に関する契約は、NDA の条項として作成されるのではなく、技術移転に関する法律で要求される内容からなる独立した契約として作成される。

## R&D スタートアップ企業

R&D スタートアップ企業が日本で設立された企業である場合、NDA に知的財産に関する条項を明示して、相手方またはその従業員が、そのスタートアップ企業によって開示された知的財産に関する事項（例えば、コンピューターシステムの図面など）について登録し、ベトナムで登録証明書を取得しないようにする必要がある。R&D スタートアップ企業がベトナムで設立された企業である場合、Intellectual Property Right（知的財産権）に対するその単独所有権に関する陳述および保証を追加する必要がある。

### 【ソース】

- ・ Civil Code（民法典）

<https://vanban.chinhphu.vn/default.aspx?pageid=27160&docid=183188>

- ・ 民法典（日本語）

[https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal\\_60.pdf](https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j1wzj-att/legal_60.pdf)

- ・ Commercial Law（商法）

[https://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view\\_detail.aspx?itemid=18140](https://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=18140)

- ・ Information Network Security Law（情報ネットワーク安全法）

<https://vanban.chinhphu.vn/?pageid=27160&docid=183196>

- ・ LAW ON NETWORK INFORMATION SECURITY（英語）

<https://english.mic.gov.vn/Upload/VanBan/Law-on-Network-Information-Security-16-05-30.pdf>

- ・ Information Technology Law（情報技術法）

<https://vanban.chinhphu.vn/default.aspx?pageid=27160&docid=29137>

- ・ LAW ON INFORMATION TECHNOLOGY (英語)

<https://wipolex-res.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn134en.pdf>

- ・ LAW ON CYBERSECURITY (英語) (サイバーセキュリティー法)

<https://economica.vn/Content/files/LAW%20%26%20REG/Law%20on%20Cyber%20Security%202018.pdf>

- ・ IP Viet Nam

<https://www.ipvietnam.gov.vn/web/english/legal-documents>

- LAW ON INTELLECTUAL PROPERTY (50/2005/QH11) (英語)

- CIVIL CODE (91/2015/QH13) (英語)

- COMMERCIAL LAW (36/2005/QH11) (英語)

- ・ Decree No. 22/2017/ND-CP

<https://thuvienphapluat.vn/van-ban/Thuong-mai/Nghi-dinh-22-2017-ND-CP-hoa-giai-thuong-mai-280010.aspx>

- ・ Database of the Ministry of Justice on recognition and enforcement of foreign judgements and awards

[https://moj.gov.vn/tttp/Pages/dlcn-va-th-tai-Viet-Nam.aspx?fbclid=IwAR1wTsvb5Sl\\_61pjUiNMLqyP3XoWsNlzAi\\_GgZCsp1D44t0a8RI5eF4pqAM](https://moj.gov.vn/tttp/Pages/dlcn-va-th-tai-Viet-Nam.aspx?fbclid=IwAR1wTsvb5Sl_61pjUiNMLqyP3XoWsNlzAi_GgZCsp1D44t0a8RI5eF4pqAM)

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)